

埼玉県政に係る新聞紙上広告掲載単価契約書(令和8年度)
(案)

- 1 業務の名称
埼玉県政に係る新聞紙上広告掲載単価契約(令和8年度)
- 2 契約期間 契約期間は、契約の日から令和9年3月31日までとし、全2回の掲載日の履行期限は、発注者、受注者協議の上、別途、定めるものとする。
- 3 契約単価 1回 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契約保証金 100分の1又は免除

上記の業務について、発注者埼玉県と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的处理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年9月 日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
発注者 埼玉県

埼玉県知事 大野 元 裕

住所
受注者 名称又は商号

代表者職名

別添

(総則)

第1条 発注者と受注者は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって契約書記載の業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。

3 受注者は、業務を履行期限内に完了し、発注者は、その契約金額を支払うものとする。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第4条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(業務責任者)

第5条 受注者は、業務責任者（別記様式）を定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(業務の調査等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の変更)

第7条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(履行期限の延長)

第8条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期限内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期限の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めたときは、履行期限を延長することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき

理由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。

(検査)

第 10 条 受注者は、当該契約に基づく埼玉県政に係る広告が掲載された新聞の発行が完了したときは、遅滞なくその旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から 10 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

第 11 条 受注者は第 10 条の検査に合格した後、発注者に請求書を提出するものとし、発注者は適法な請求書を受領した日から 30 日以内に受注者に支払うものとする。

(履行遅滞の場合の違約金等)

第 12 条 受注者の責めに帰すべき理由により履行内に業務を完了することができなかったときは、遅延日数に応じ、契約金額に年 3.0 パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が 100 円に満たないときは、この限りでない。

2 発注者の責めに帰すべき理由により、前条の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年 3.0 パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が 100 円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に 100 円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第 13 条 この契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令す

べてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は発注者に生じた損害額が前提に規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、発注者の請求に基づき発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、請求金額に年3.0パーセントを乗じて得た額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の催告による契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期限内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない契約の解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。

(3) 履行期限内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。

(9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議して契約を解除することができる。

（受注者の損害賠償義務等）

第16条 第14条及び前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の請求に基づき発注者に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が契約金額の10分の1に相当する額に満たないときは、受注者は、その不足額を違約金として発注者の請求に基づき発注者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、発注者に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、受注者は、その超える額を発注者の請求に基づき速やかに

発注者に支払わなければならない。

- 3 第14条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わないものとする。

(秘密の保持等)

第17条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(危険負担)

第18条 受注者は、契約締結後、発注者の検査完了までの間に、発注者、受注者双方の責めに帰することのできない理由により発生した損害について、一切を負担すること。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第20条 受注者は、受注者又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

- 2 受注者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第21条 発注者が、この契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（発注者に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第22条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている通知等は、関係法令に違反しない限りにおいて、電磁的記録を用いて行うことができる。

(定めのない事項等)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合については、発注者、受注者協議して定めるものとする。

(特約条項)

第24条 本契約が契約の始期までに締結されない場合において、発注者、受注者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱う。

(別記様式)

業務責任者選任届

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 大 野 元 裕

所在地
名 称
代表者

業務責任者について、選任しましたので、埼玉県政に係る新聞紙上広告掲載単価契約書(令和8年度)第5条に基づき報告します。

記

1 役職名

2 氏 名